

掛 川 市 公 告

掛川農業振興地域整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、変更後の掛川農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

平成25年4月23日

掛川市長 松 井 三 郎

別紙

1 農用地区域の変更

掛川農業振興地域整備計画書の第2の2の(1)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の

{	「除外する土地」	}
{	「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」	}

欄を以下のように変更する。

地区記号 区域番号	{「除外する土地」 「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」} 欄の変更事項

2 用途区分の変更

掛川農業振興地域整備計画書の第2の2の(2)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
B-7	次の土地の農業上の用途区分を田から農業用施設用地に変更する。 大字和田字中ノ谷 408 番 1
B-7	次の土地の農業上の用途区分を田から農業用施設用地に変更する。 大字上内田字小林 1870 番 7 の一部

掛川農業振興地域整備計画変更理由書

平成 25 年 4 月 23 日
静岡県 掛川市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

本地区は、昭和 47 年度に農業振興地域の指定を受け、昭和 48 年度に農業振興地域整備計画を策定している。その後、幾度かに渡る重要変更を実施するとともに、個々の土地需要などに対しては、随時変更等により対応してきている。

今回の農業振興地域整備計画の軽微変更については、安定的な農業経営の維持に伴い、農業用倉庫の建設及び、ハウスの建築の必要が生じたために実施するものである。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理 番号	地区記号 区域番号	土地の所在地		変更区分 (除外・編入・ 用途変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	B-7	和田・中ノ谷	408-1	用途変更	本申請は、農業用倉庫を建築するものである。 申請地は、農業用施設用地への用途区分の変更を行うことにより周辺農用地に及ぼす影響はなく、農用地利用計画上問題はないと判断したため。	施行令第 10 条第 1 項第 4 号 該当
2	B-7	上内田・小林	1870-7 の一部	用途変更	本申請は、農業用物置、倉庫、ハウスを建築するものである。 申請地は、農業用施設用地への用途区分の変更を行うことにより周辺農用地に及ぼす影響はなく、農用地利用計画上問題はないと判断したため。	施行令第 10 条第 1 項第 4 号 該当